

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年5月8日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年5月8日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

4番 槇田 法行

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、榎田法行農業委員の1名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、浅井弘幸委員、黒宮俊明委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は■■■■件 ■■■■㎡と■■■■件 ■■■■㎡、合計■■■■件で■■■■㎡です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■の■■■■筆、地積は計■■■■㎡、譲渡人は、■■■■、譲受人は■■■■で■■■■による所有権移転です。2番の賃借権については、■■■■、■■■■、

の計 筆、地積は計 、貸付人は、
、借受人は 番地の です。3 番の所有権
移転については、
、地積は m^2 、譲渡人は、
、譲受人は で売買による
所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和5年5月8日開催農業委員会農地
法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権
利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合
には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請
書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くも
のです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第 1 号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の
所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に
利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農
地の利用の状況ですが、1番は所有地の が m^2 です。2ページの2
番は借入地の が m^2 です。3番は所有地の が m^2 、貸
付地が m^2 です。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状
況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番の作付作物については、
が m^2 、 が m^2 です。3ページの2番は
が m^2 、 が m^2 、 が m^2 です。3番は
が m^2 、 が m^2 です。

機械の所有状況は、1 番と3番はございません。2番は
が 棟、 が 棟、導入予定としては
式です。

次に4ページの農作業に従事する者としては、1番は 年以上の農作業歴
があり、世帯員等その他常時雇用している労働力はございません。申請地まで
の距離は m で移動時間は徒歩 分です。2番は であり、
農作業歴は該当しません。世帯員等その他常時雇用している労働力は 名
で農作業経験もあり、今後 名の増員を予定しています。申請地までの距離
は約 km で移動時間は車で 分です。3番は 年の農作業歴があり、世
帯員等その他常時雇用しているは 名で、申請地までの移動時間は車で
分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業
に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになりま
す。

5ページの1番は農作業に従事する者の氏名は：[]歳、主たる職業：[]、権利取得者との関係は[]、農作業への年間従事日数は[]日です。2番は一般法人ですので該当しません。3番は農作業に従事する者の氏名は：[]歳、主たる職業：[]、権利取得者との関係は[]、農作業への年間従事日数は[]日、[]歳、主たる職業：[]、権利取得者との関係は[]、農作業への年間従事日数は[]日です。

次の5号6号については該当なしです。

次に資料の6ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番は「地域の営農や経営体への集積等の取り組みには協力し、農薬の共同防除等には支障がないよう協力する。」としています。2番は[]、集落営農や経営体への集積等の取組への支障はなく、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等もなく、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響は特にない。」としています。3番は「当該地は、住宅が連続しており、雑草が繁茂すると近隣の民家に火災や害虫による被害を及ぼす恐れがあります。このため年間を通して季節の野菜を栽培し、適切な管理で近隣の民家に迷惑を掛けないように管理します。なお、普通畑として周辺の農地の営農上に影響を及ぼすことはないように管理をします。」としています。

なお、2番の賃借については、農地所有適格法人以外の法人のため、農地法第3条第3項第1号に規定する、権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていることとされており、2番については令和5年2月に土地賃貸借契約を書面により交わしております。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましては、1番は「地域の農業関係の集会や共同作業には積極的に参加し、農道、排水路、農業用水管理等の共同施設の取決めは遵守します。」としています。2番は「農業の維持発展に関する話し合い活動へは参加いたします。農道、水路、ため池等の共同施設の取決めは遵守いたします。獣害被害対策への協力も必要であれば行います。その他、地域の農業の取決めやルールを遵守し、ご指摘を受けた場合にはそれに従います。」としています。3番は「当該地の農業関係集会には積極的に参加し、農道、排水路、農業用水管理等の共同施設の取決めは遵守するとともに、それらの維持管理の共同作業にも積極的に参加します。」としています。

次に8ページの3号関係ですが、法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることとされており、2番の従事者は「[]、役職名：取締役 管理者、その者の

耕作又は養畜の事業への従事状況:その法人が耕作又は養畜の事業を行う期間 年12か月、そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間 年12か月」とされています。

以上により事務局としては、1番から3番について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書戻りまして4ページの「議案第2号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人■戸、借受人■戸の、筆数が■筆で、面積は ■㎡と、所有権移転に係るもの譲渡人■戸、譲受人1戸の■筆で面積は ■㎡です。

6ページの農用地利用集積計画の1番について説明します。所有権移転を受ける者は ■、所有権移転を行う者は ■、地目は ■、面積は ■㎡の ■筆です。所有権移転の各筆の詳細は資料の7ページとなり、売買価格は ■円です。

6ページに戻っていただいて、2番の利用権の設定を受けるものは ■、利用権の設定を行う者は ■、地目は ■、面積は ■㎡の ■筆、作物は ■、利用権の存続期間は ■年間で新規の賃借権です。

8ページの利用権設定各筆表から、借賃の支払方法は ■です。各筆の詳細についてはご覧のとおりです。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時10分]
(申請書回覧)

議長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時20分]

議長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」「2番」「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の平松和憲委員のご意見を申し上げます。

平松和憲委

全て問題ないと判断しました。

員
議 長 次に農業委員の白木斉委員のご意見を申し上げます。

白木斉委員 同じく全ての申請について特に問題ないと判断しました。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「2番」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、「3番」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 23 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員